

【表紙】

【発行登録番号】	21－関東11
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年1月30日
【会社名】	株式会社みずほコーポレート銀行
【英訳名】	Mizuho Corporate Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 齋藤 宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京 03（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務・主計グループ統括役員付コーポレートオフィサー 湊 信昭
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京 03（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務・主計グループ統括役員付コーポレートオフィサー 湊 信昭
【発行登録の対象とした募集有価証券 の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成21年 2月9日）から2年を経過する日（平成23年2月8日）まで
【発行予定額】	2,000,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

社債管理者を設置しない場合において、本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下「個別社債」という。）には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」があり、「劣後特約が付されている場合」の個別社債には、「期限付劣後債」と「永久劣後債」があります。

1【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

銘柄	株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額 (円)	未定
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	未定
発行価格(円)	未定
利率(%)	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1. 利息の計算期間 未定 2. 利息の支払場所 別記（（注）「11. 元利金の支払い」）記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1. 償還金額 未定 2. 償還の方法および期限 未定 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「11. 元利金の支払い」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定

払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	個別社債には担保および保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当行は、当行が国内で既に発行した、または当行が国内で今後発行する、みずほコーポレート銀行債券を除く他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、個別社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本欄および以下において「みずほコーポレート銀行債券」とは、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年7月26日法律第87号）による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年6月1日法律第86号）（以下合併転換法という。）第17条の2に基づき発行された、または同改正後の合併転換法第8条に基づき今後発行される、い号みずほコーポレート銀行債券、みずほコーポレート銀行債券（3年）およびみずほコーポレート銀行債券（2年）を指すものとする。
財務上の特約（その他の条項）	個別社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
取得格付	未定

（注）

1. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下振替法という。）第66条第2号の定めに従い振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

2. 同一種類の社債

当行は、個別社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することがある。

3. 社債管理者の不設置

(1) 個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、または個別社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

(2) 個別社債に関し、財務代理人は設置しない。

4. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を当行が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各個別社債について期限の利益を喪失する。ただし、当行が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が治癒された場合は、その限りではない。
- ① 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
 - ② 当行が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
 - ③ 当行が個別社債以外の社債（みずほコーポレート銀行債券を含む。）または社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。
 - ④ 当行以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。
- (2) 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、個別社債総額について直ちに期限の利益を喪失する。
- ① 当行が破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
 - ② 当行が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算の開始命令を受けたとき。
- (3) 本項第(1)号に規定する事由が発生した場合には、当行は直ちにその旨を公告する。
- (4) 本項第(1)号の規定により期限の利益を喪失した各個別社債の各社債の金額の合計が10億円を超えた場合、または100億円の整数倍の金額を超えた場合には、当行は直ちにその旨を公告する。
- (5) 本項第(2)号の規定により個別社債について期限の利益を喪失した場合には、当行は直ちにその旨を公告する。
- (6) 期限の利益を喪失した個別社債は、直ちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実に支払いがなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払いがなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の公示

当行は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

- (1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた上記(1)の社債権者集会の決議録は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 個別社債および個別社債と同一の種類の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当行が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当行に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当行に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当行の負担とする。

- (1) 本（注）6に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）9に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払い

個別社債にかかる元利金は、振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【新規発行社債（期限付劣後債）】

銘柄	株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定
各社債の金額（円）	金 1 億円
発行価額の総額（円）	未定
発行価格（円）	未定
利率（％）	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1. 利息の計算期間 未定 2. 利息の支払場所 別記（（注）「12. 元利金の支払い」）記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1. 償還金額 未定 2. 償還の方法および期限 未定 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「12. 元利金の支払い」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
担保	個別社債には担保および保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	個別社債には財務上の特約は付されていない。
取得格付	未定

（注）

1. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下振替法という。）第66条第2号の定めに従い振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

2. 同一種類の社債

当行は、個別社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することがある。

3. 社債管理者の不設置

(1) 個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、または個別社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

(2) 個別社債に関し、財務代理人は設置しない。

4. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

当行は、個別社債につきいかなる場合といえども期限の利益を喪失しない。

6. 劣後特約

(1) 個別社債の償還および利息の支払いは、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、（i）個別社債に基づく債権、（ii）本(1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本(1) ③を除き本(1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および（iii）個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、（i）個別社債に基づく債権、（ii）本(1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本(1) ③を除き本(1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および（iii）個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再

生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に溯って従前の効力に復するものとする。

（停止条件）

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、（i）個別社債に基づく債権、（ii）本(1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本(1) ③を除き本(1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および（iii）個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本(1) ①乃至③に準じて行われる場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(1) ①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

個別社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、（i）個別社債に基づく債権、（ii）上記(1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、上記(1) ③を除き上記(1) と実質的に同じ条件を付された債権は、上記(1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および（iii）個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払いの禁止

個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、上記(1) ①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、上記(1) ①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、個別社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 上記(1) の規定により、当行について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における個別社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その

他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

8. 社債要項の公示

当行は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 社債要項の変更

- (1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）6(2)の規定に反しない範囲で、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた上記(1)の社債権者集会の決議録は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

10. 社債権者集会に関する事項

- (1) 個別社債および個別社債と同一の種類の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）7に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当行が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当行に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当行に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当行の負担とする。

- (1) 本（注）7に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）10に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金の支払い

個別社債にかかる元利金は、振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

3【新規発行社債（永久劣後債）】

未定

4【社債の引受け及び社債管理の委託】

個別社債を募集により取得させるに当たり、その主たる引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。また、以下に記載するもの以外については、その都度「発行登録追補書類」に記載します。

（１）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	未定	未定
計	—	未定	—

（２）【社債管理の委託】

該当事項なし

5【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

未定

（２）【手取金の使途】

長期的投資資金および一般運転資金に充当する予定であります。

【社債管理者を設置する場合】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

未定

（２）【手取金の使途】

長期的投資資金および一般運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第6期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） 平成20年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日） 平成20年12月25日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成21年1月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成21年1月20日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

1 事業等のリスクについて

参照書類としての有価証券報告書（第6期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本発行登録書提出日（平成21年1月30日）までの間において生じた変更は以下の通りであります。なお、変更箇所は__で示しております。

「事業等のリスク」

2. 業務面等に関するリスク

(2) その他のリスク

④ 米国国務省によりテロ支援国家と指定された国に所在する者との取引に関するリスク

米国法上、米国人は、イラン、キューバ、スーダン、シリア等の米国国務省によりテロ支援国家と指定された国（以下、「指定国」という。）と事業を行うことが一般的に禁止されており、当行及び当グループは、関係する米国法を遵守する態勢を整備しております。但し、米国外の拠点において、関係法令の遵守を前提に、顧客による輸出入取引に伴う貿易金融、コルレス口座の維持、銀行間の市場取引等、指定国に関連する業務を限定的に行っております。なお、イランには、駐在員事務所を設置しており、米国外の拠点において、イランに所在する者に対するプロジェクトファイナンスの残高のほか、米国外資産管理局により特別指定人とされたイランの金融機関に対するコルレス口座や与信残高を有しています。指定国に関係するこれらの業務は、当行及び当グループ全体の事業、業績および財政状態に比し小規模であり、また、関係する日本及び米国の法令を遵守する態勢を整備しております。

しかしながら、米国の政府機関や年金基金等の機関投資家には、イラン等の指定国と事業を行う者との取引や投資を規制する動きがあると認識しております。当行及び当グループは、そのような規制を受ける顧客や投資家を失う可能性があり、また、社会的・政治的状況によっては、指定国との関係により当行及び当グループのレピュテーションが毀損する可能性があります。その結果、当行及び当グループの事業または株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 将来に関する事項について

参照書類としての有価証券報告書（第6期事業年度）には将来に関する事項が記載されていますが、そのうち「対処すべき課題」において記載されている将来に関する事項については、本発行登録書提出日（平成21年1月30日）までの間に、次の通り変更しております。なお、変更箇所は__で示しております。

また、当該有価証券報告書のその他の部分及び上記「1 事業等のリスクについて」に記載されている将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

「対処すべき課題」

サブプライム問題を契機とする世界的な金融市場の混乱が、欧米をはじめとする世界各国の実体経済に大きな影響を与えており、わが国におきましても金融・経済全般にわたりその影響は深刻さを増しております。

こうした足元の厳しい環境変化を踏まえ、当グループでは、財務の健全性を十分に維持しつつ、お客さまニーズに基づき編成された三つのグローバルグループが、それぞれの特色を活かしたビジネス戦略を着実に遂行してまいります。グループ各社は、メリハリをつけた経営資源配分により資本の有効活用を図るなど効率的な業務運営を一層進めてまいります。また各社は、それぞれの強みを活かすと同時に相互の連携も強化しながらお客さまに最高の金融サービスを提供し、収益力の増強に取り組んでまいります。併せて、磐石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢を構築することで、国内外のお客さまから、更に厚い信頼をいただけるよう注力してまいります。

「ビジネス戦略」

グローバルコーポレートグループの中核会社である当行は、一段と不透明さを増す足元の市場環境を十分に
見極めながら経営資源の選別的・機動的な投入等を行い、グローバルな戦略展開を進めてまいります
。すなわち、リスク管理等のグローバルなビジネス基盤の構築を前提に、国内外においてお客さまニーズに
即した高度かつ多様な金融ソリューション提供力の強化を目指し、具体的には以下の施策に重点的に取り
組んでまいります。米国において、平成18年12月に取得した、米国銀行持株会社法に基づくFinancial
Holding Company（金融持株会社）の資格を活用し、銀行・証券連携によりお客さまを一体的にサポート
する投資銀行ビジネスを展開してまいります。日本では、銀行・証券の業際規制緩和の動きを見据え、みず
ほ証券との連携を一層高度化し各種ソリューションを提供してまいります。また、平成19年6月に中国で
営業を開始した「みずほコーポレート銀行（中国）有限公司」をベースとして、中国内拠点の拡充を進め
ていくとともに、その他の地域についても、戦略的かつ機動的に拠点ネットワークを拡充してまいります。
さらに、これまでも中国やインド等の有力金融機関との提携・出資を行ってまいりましたが、拠点ネットワークを補完し、各地域へのお客さまの事業展開をよりきめ細かくサポートする観点から、引き続き外部金融機関との戦略的提携を推進してまいります。

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指し、強固な内部管理態勢のもとでビジネス戦略を着実に遂行するとともに、金融教育の支援や環境への取組といったCSR活動を推進することで、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社みずほコーポレート銀行本店
(東京都千代田区丸の内一丁目3番3号)

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし